

## 規制に係る事前評価書

法令の名称	土壌汚染対策法の一部を改正する法律	
政策の名称	指定調査機関の指定に関する更新制等の新設	
担当部局・評価者	環境省水・大気環境局土壌環境課長 笠井俊彦 電話番号:03-5521-8338	
評価実施時期	平成21年2月26日	
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益		
目的	土壌汚染状況調査を行う指定調査機関の技術的能力の確保を図る。	
内容	指定調査機関について、5年ごとに指定の更新を受ける義務、技術管理者の設置義務、記録の作成及び保管義務を新設する。	
	関連条項	第32条～第34条、第38条
必要性	指定調査機関の土壌汚染状況調査に必要な技術力の確保を図り、適正な土壌汚染状況調査の実施を図る必要がある。	
費用		
	遵守費用	指定の更新については、環境省令で定める届出書(A4版1枚程度)に必要な事項を記載し、これに既存の書類の写しを添付する程度の負担が発生する(現在約1,600機関が指定)。記録の保管については、通常、企業として行っている業務日誌、契約書の保管程度であり、特段の費用は生じない。また、技術管理者についても、指定調査機関に所属している技術者自身になることも可能であり、通常の調査機関であれば、特段の費用は生じない。
	行政費用	申請書を受領した環境省は、指定の基準に適合しているか等を確認し、適合している場合には、指定の更新を行うこととなり、この手続きに伴う事務的負担が発生する。(手数料を徴収することも可能)
	その他の費用	なし。
便益	指定調査機関による調査の制度を一定に保つことが可能となり、不適切な調査が行われた場合の再調査に必要な費用を削減できる。また、立入調査の際にも適切な土壌汚染状況調査が実施されているかを容易に確認することが可能となり、行政の費用を軽減できることとなる。	

想定される代替案		
代替案	行政指導により、指定調査機関の土壌汚染状況調査に必要な技術力の確保を図る。	
	費用	
	遵守費用	行政指導により、記録の保管や技術管理者の設置を行うことによるため、上記と同程度の負担が発生することになる。
	行政費用	指導が必要な指定調査機関を探し、その技術力を審査・確認し、必要な指導を行わなければならないことから、上記よりも多くの行政負担が発生する。
	その他の費用	なし。

	便 益	行政指導では、これに従わない場合の担保措置がなく、指定調査機関の技術力を確保することができない。
--	-----	--

代 替 案	費 用	
	遵守費用	
	行政費用	
	その他の費用	
	便 益	

<p>政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)</p> <p>近年、指定調査機関に対する技術能力不足を指摘する声があることから、この制度を新設することにより、指定調査機関の技術的能力の確保が図ることができることとなる。指定調査機関の技術能力が欠如していた場合、同機関に調査を依頼する土地の所有者等が被害を被ることから、指定調査機関の技術力を一定以上に保つ必要がある。</p>
--

<p>有識者の見解その他の関連事項</p> <p>中央環境審議会土壌農薬部会土壌制度小委員会で議論を行い、昨年12月19日に中央環境審議会から「今後の土壌汚染対策の在り方について」(答申)を頂いたもの。</p>
---

<p>レビューを行う時期又は条件</p> <p>附則の規定に基づき、この法律の施行5年後(平成27年頃)を予定。</p>
--

備 考

## 規制に係る事前評価書(要旨)

## 【 土壌汚染対策法の一部を改正する法律 】

規制の内容	指定調査機関の指定に関する更新制等の新設		
担当部局	環境省水・大気環境局土壌環境課 電話番号:03-5521-8338		
評価実施時期	平成21年2月26日		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】 土壌汚染状況調査を行う指定調査機関の技術的能力の確保を図る。</p> <p>【内容】 指定調査機関について、5年ごとに指定の更新を受ける義務、技術管理者の設置義務、記録の作成及び保管義務を新設する。</p> <p>【必要性】 指定調査機関の土壌汚染状況調査に必要な技術力の確保を図り、適正な土壌汚染状況調査の実施を図る必要がある。</p>		
	関連条項	第32条～第34条、第38条	
想定される代替案	<p>代替案 行政指導により、指定調査機関の土壌汚染状況調査に必要な技術力の確保を図る。</p>		
	<p>代替案 *代替案が複数ある場合には、適宜、表を追加の上作成</p>		
規制の費用	費用の要素	代替案 の場合	代替案 の場合
(遵守費用)	<p>指定の更新については、環境省令で定める届出書(A4版1枚程度)に必要事項を記載し、これに既存の書類の写しを添付する程度の負担が発生する(現在約1,600機関が指定)。記録の保管については、通常、企業として行っている業務日誌、契約書の保管程度であり、特段の費用は生じない。また、技術管理者についても、指定調査機関に所属している技術者自身になることも可能であり、通常の調査機関であれば、特段の費用は生じない。</p>	<p>行政指導により、記録の保管や技術管理者の設置を行うこととなるため、上記と同程度の負担が発生することになる。</p>	

(行政費用)	申請書を受領した環境省は、指定の基準に適合しているか等を確認し、適合している場合には、指定の更新を行うこととなり、この手続きに伴う事務的負担が発生する。(手数料を徴収することも可能)	指導が必要な指定調査機関を探し、その技術力を審査・確認し、必要な指導を行わなければならないことから、上記よりも多くの行政負担が発生する。	
(その他の社会的費用)	なし	なし	
規制の便益	<p style="text-align: center;"><b>便益の要素</b></p> <p>指定調査機関による調査の制度を一定に保つことが可能となり、不適切な調査が行われた場合の再調査に必要な費用を削減できる。また、立入調査の際にも適切な土壌汚染状況調査が実施されているかを容易に確認することが可能となり、行政の費用を軽減できることとなる。</p>	<p style="text-align: center;"><b>代替案 の場合</b></p> <p>行政指導では、これに従わない場合の担保措置がなく、指定調査機関の技術力を確保することができない。</p>	<p style="text-align: center;"><b>代替案 の場合</b></p>
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	近年、指定調査機関に対する技術能力不足を指摘する声があることから、この制度を新設することにより、指定調査機関の技術的能力の確保が図ることができることとなる。指定調査機関の技術能力が欠如していた場合、同機関に調査を依頼する土地の所有者等が被害を被ることから、指定調査機関の技術力を一定以上に保つ必要がある。		
有識者の見解その他の関連事項	中央環境審議会土壌農薬部会土壌制度小委員会で議論を行い、昨年12月19日に中央環境審議会から「今後の土壌汚染対策の在り方について」(答申)を頂いたもの。		
レビューを行う時期又は条件	附則の規定に基づき、この法律の施行5年後(平成27年頃)を予定。		
備 考			